

京都市告示第253号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、京都市第二児童福祉センター診療所における京都市公金収納受託者として公の施設に係る公金の徴収事務を委託した法人の名称変更に伴い、次のとおり京都市公金収納受託者の名称を変更します。

平成24年9月28日

京都市長 門川 大作

変更前	変更後（平成24年10月1日以降）
株式会社 日本医療事務センター	株式会社 ソラスト

（保健福祉局子育て支援部児童福祉センター）